

川口市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱

第1 目的

この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等（知事が支給認定した者に限る。）に対し、特殊寝台等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付すること（以下「給付」という。）により、日常生活の便宜を図ることを目的とする。

第2 用具の種目及び給付の対象者

給付の対象となる用具の種目は、別表の「種目」欄に掲げる用具とし、その対象者は同表の「対象者」欄に掲げる児童福祉法第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等（知事が支給認定した者に限る。）であって、市内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民基本台帳に記録されている者であること。

ただし、小児慢性特定疾病に係る施策以外の法による施策及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による施策の対象とならない者に限る。

第3 給付の申請

用具の給付を希望する18歳未満の対象者の保護者又は18歳以上の対象者本人（以下「申請者」という。）は、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請書（別紙様式1）（以下「申請書」という。）に小児慢性特定疾病医療受給者証の写し及び前年分の所得を証する書類を添えて市長に申請しなければならない。

第4 給付の決定

- 1 市長は、申請書を受理したときは、調査書（別紙様式2）により当該対象者の身体の状態、介護の状態、家庭の経済状況及び住宅環境等を調査し、内容を審査の上、用具の給付を行うかどうかを決定しなければならない。なお、この調査にあたっては、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用することも可能である。
- 2 市長は、用具の給付を行うことを決定した場合には、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付決定通知書（別紙様式3）及び日常生活用具給付券（別紙様式4）（以下「給付券」という。）を、その申請を却下することを決定した場合には、却下決定通知書（別紙様式5）を、それぞれ申請者に交付するものとする。

第5 用具の給付

- 1 用具の給付の決定を受けた者は、日常生活用具給付券により市長が指定した業者より給付品を受け取るものとする。
- 2 用具の中には、診療報酬の対象となるものもあるが、当該用具については、診療報酬の対象となる範囲を超えるものについて支給するものとする。
- 3 用具の中には、当該用具を使うために付属品が必要な場合があるが、当該付属品については、その付属品がないと当該用具が機能しないといった場合においてのみ、当該用具とともに給付することができ、付属品のみの給付は認められない。

第6 用具の再給付

既に給付を受けているものと同じの用具の給付を決定したときは、前回の給付を

決定した日から起算して別表 1 の耐用年数の欄に定める期間（以下「耐用年数」という。）を経過している場合に限り行うことができる。ただし、耐用年数を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合は、この限りではない。

第 7 費用の負担及び支払い

- 1 対象者の扶養義務者は、用具の給付を受けたときは、その収入の状況に応じて用具の給付に要する費用の一部を負担するものとする。
- 2 1により扶養義務者が負担する額は国実施要綱に準じる方法で決定し、国実施要綱に規定する別添 2 に定める額とする。
なお、複数の用具の給付を受けている者についても、用具の数にかかわらず別表 2 に定める額とする。
- 3 扶養義務者は、用具を納付する業者に対し給付券を添えて、2により負担することとされている額を支払うものとする。
- 4 市長は、用具を納付した業者からの請求により、給付に必要な用具の購入に要した額から 3により扶養義務者が直接業者に支払った額を減じた額を支払うものとする。
- 5 4による費用の請求は給付券を添付して行うものとする。

第 8 用具の管理

- 1 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないものとする。
- 2 1に違反した場合には、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができるものとする。

第 9 給付台帳の整備

市長は、用具の給付の状況を明確にするため「日常生活用具・給付台帳」を整備するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 10 月 1 日に施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用するもの。

附 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 5 月 31 日に施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用するもの。

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。ただし、別表 2 徴収基準額表の備考の「所得税法等の一部を改正する法律」を加える部分については平成 26 年 4 月 1 日から、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の

支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める部分については平成26年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年2月3日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年6月14日から施行し、平成29年4月1日から適用するもの。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

別 表 1

	対 象 者	性 能 等	基 準 額	耐 用 年 数
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。)	4,900円	8
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	21,560円	5
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	166,320円	8
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	169,400円	8
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。	66,000円	8
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	99,000円	8
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	73,700円	5
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	16,500円	5
車椅子	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。	電動以外 77,440円	5
頭頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者(在宅以外(入院中又は施設入所)の者についても対象)	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	13,380円	3
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	62,040円	5
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの。	22,000円	1
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの。	年額 41,580円	1
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	39,600円	5

パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの。	173,250円	5
ストーマ装具 (消化器系)	人工肛門を造設した者 (在宅以外(入院中又は施設入所)の者についても対象)	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	年額 113,520円	1
ストーマ装具 (尿路系)	人工膀胱を造設した者 (在宅以外(入院中又は施設入所)の者についても対象)	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	年額 149,160円	1
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	年額 128,700円	1

別 表 2

徴収基準額表

階 層 区 分	世帯の階層（細）区分		徴収基準 月 額	徴収基準 加算月額	
A 階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		円 0	円 0	
B 階層	A 階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		1.100	110	
C 階層	A 階層及びB 階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯		2.250	230	
D 階層	A 階層、B 階層及びC 階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の年額 3,000 円以下	D1 階層	2.900	290
		3.001～ 5.800 円	D2 "	3.450	350
		5.801～ 8.700 円	D3 "	3.800	380
		8.701～ 13.000 円	D4 "	4.250	430
		13.001～ 17.400 円	D5 "	4.700	470
		17.401～ 22.400 円	D6 "	5.500	550
		22.401～ 28.200 円	D7 "	6.250	630
		28.201～ 58.400 円	D8 "	8.100	810
		58.401～ 75.000 円	D9 "	9.350	940
		75.001～ 96.600 円	D10 "	11.550	1.160
		96.601～ 121.800 円	D11 "	13.750	1.380
		121.801～ 175.500 円	D12 "	17.850	1.790
		175.501～ 221.100 円	D13 "	22.000	2.200
		221.101～ 380.800 円	D14 "	26.150	2.620
		380.801～ 549.000 円	D15 "	40.350	4.040
		549.001～ 579.000 円	D16 "	42.500	4.250
		579.001～ 700.900 円	D17 "	51.450	5.150
		700.901～ 849.000 円	D18 "	61.250	6.130
		849.001～1.041.000 円	D19 "	71.900	7.190
		1.041.001 円以上	D20 "	全 額	左の徴収基準月額の10%。 ただし、その額が8.560円に満たない場合は8.560円

別紙様式 1

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請書

年 月 日

(あて先) 川口市長

申請者

住 所

氏 名

給付対象者との続柄

下記のとおり日常生活用具給付を申請します。

日常生活用具の給付申請の決定のため、私の世帯の住民登録資料、税務資料その他について、各関係機関に調査、照会、閲覧することを承諾します。

対象者	氏 名※			生年月日	年 月 日生(歳)	
	住 所※					
	疾病名					
保護者名	氏 名	対 象 者 と の 続 柄	生年月日	職 業		
給付を希望する理由						
現在の介護の状況	入 浴	1 他人の介助を必要 2 清拭のみ 3 入浴、清拭ともして いない 4 自分でできる	排 便	1 他人の介助を必要 2 便器(携帯用)使用 3 自分でできる	移 動	1 車いす使用 2 他人の介助を必要 (一部、全部) 3 自分でできる
給付を受けたい用具の名称、型式等						
希望する用具の業者名 (見積書が必要です)						
備 考						

(注1) 小児慢性特定疾病医療受給者証の写しを添付してください。

(注2) 借家で住宅改修を伴う場合、備考欄に借主の諾否を記入してください。

(注3) 所得税が課税されていて、寡婦控除のみなし適用(未婚の父・母であり、現在も婚姻をしていないかたで一定の条件を満たす場合)に該当するかたは誓約書を提出してください。

(注4) 申請者が18歳以上の対象者本人の場合、※は同上と記載すること。

別紙様式 2

調 査 書
(小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業)

①申請書受理番号及び年月日	番 号 年 月 日	②申請者氏名		③対象者との続柄		
④対象者	氏 名			生年月日	年 月 日生 (歳)	
	住 所					
	疾 病 名					
⑤世帯員の状況	氏 名	年 齢	対象者の続柄	課 税 状 況		備 考
				当該年度分市町村民税		
			均等割	所得割	所得税	
⑥世帯区分	1 被保護世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は市町村民税非課税世帯 2 市町村民税均等割世帯 3 市町村民税所得割課税世帯 4 所得税課税世帯					
⑦住まいの状況	1 自宅 2 借家 (貸主の諾否)					
⑧給付後の生活の状況	日常生活動作の状況 (入浴・排便・移動等について該当する状況に○)			その他の状況		
	1 自力でできるようになる 2 一部介助でできるようになる 3 給付しても変わらない (一部介助・全介助) 4 その他 ()			1 在宅生活が可能になる 2 その他 ()		
⑨給付の必要の有無	1 有	⑩給付する(しない)理由				
	2 無					
⑪給付する用具名 (含む型式規模等)		⑫予定価格	⑬扶養義務者が支払うべき額	⑭公費負担予定額		
		円	円	円		
⑮その他・特記事項						
年 月 日		調査員 職名 氏名				

別紙様式 3

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付決定通知書

第 _____ 号
 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(申請者)

川口市長 ㊟

先に申請のありました日常生活用具の給付につきましては、次のとおり決定したので通知します。

給付番号	第 _____ 号	給付決定 年 月 日	年 月 日
対象者氏名		疾病名	
給付する用具名(含む型式規模等)	納入業者名		
	納入業者の住所		(電話)
価 格	円	扶養義務者が支払うべき額	円
		公 費 負担額	円
注 意 事 項	<p>1 用具は、対象者の扶養義務者がその能力に応じて、費用の一部を直接業者に支払うことを条件に給付されるものでありますから、支払うこととされた額については、必ず用具を受け取る前に支払って下さい。</p> <p>2 給付された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供したりすることはかたく禁じられています。</p> <p>3 2に違反した場合には、費用の全部又は一部を返還してもらうことがあります。</p> <p>4 この処分に不服があるときは、次に掲げるところにより審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。</p> <p><u>(1) 審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に川口市長に対してすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。</u></p> <p><u>(2) 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、川口市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において川口市を代表する者は、川口市長です。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</u></p> <p><u>(3) 審査請求をした後に行う処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</u></p>		

別紙様式 4

日常生活用具給付券（小児慢性特定疾病児童等）							
① 給付番号	第 号		② 給付券発行年月日	年 月 日			
③ 対象者氏名			④ 生年月日	年 月 日生（ 歳）			
⑤ 居住地							
⑥ 保護者氏名				⑦ 対象者との続柄			
⑧ 給付する用具名（型式規模等）		⑨ 価 格		⑩ 扶養義務者が支払うべき額		⑪ 公費負担額	
			円		円		円
⑫ 納入業者名			⑬ 納入業者の住所	(電話)			
⑭ この券の有効期限	受給者が業者に提示する期限		年 月 日	業者の公費支払請求期限		年 月 日	
上記のとおり決定する。 年 月 日 川口市長 印							
⑮ 業者の納付した日	年 月 日	⑯ 扶養義務者より受領した額		⑰ 受領業者名及び年月日		年 月 日	
			円				
⑱ 用具受領保護者名			⑲ 検収者	職名			
				氏名			
⑳ その他特記事項							

(注) 本表は、①～⑭、⑲は市町村、⑮～⑰は納付した業者が記入すること。

⑱は保護者又は18歳以上の対象者本人が記入すること。

別紙様式 5

却 下 決 定 通 知 書

番 号
年 月 日

(申 請 者)

川口市長

㊟

年 月 日に申請がありました小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付につきましては、審査の結果却下することに決定しましたので、ご承知下さい。

(理 由)

この処分不服があるときは、次に掲げるところにより審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。

- (1) 審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に川口市長に対してすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- (2) 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、川口市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において川口市を代表する者は、川口市長です。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- (3) 審査請求をした後に行う処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。